

令和8年度
柏崎あきんど協議会
魅力づくり応援事業補助金
活用の手引き

■ 事業の目的（はじめに）

本補助金は、柏崎市内の商業者や商業団体が中心となって行うイベント等の取組を支援し、地域のにぎわい創出、交流人口の拡大、市内商業の魅力発信、地域商業への理解促進を図ることを目的としています。

■ 補助の要件

1 補助対象者

次のいずれかに該当する方が申請できます。

- (1) 柏崎商工会議所の小売商業部会またはサービス部会のいずれかを主たる所属部会とする事業者または対象事業者が構成員の4分の3以上を占めるグループ
- (2) 柏崎市商工会の会員であって、小売業またはサービス業を営む事業者または対象事業者が4分の3以上を占めるグループ
- (3) あきんど協議会を構成する商店街振興組合・業種組合
- (4) あきんど協議会を構成する商店街振興組合・業種組合に加盟する事業所または対象事業者が4分の3以上を占めるグループ
- (5) (1)～(4)に掲げる事業者が混在して構成されるグループ
- (6) その他会長が認める団体

💡 個社でも、団体・グループでも利用できる補助金です。

【注意事項】

- ・市税の滞納がないことが条件です。
- ・その他会長が認める団体として申請する場合、規約と口座を有していることが条件です。

2 補助対象事業

補助対象となる事業は、地域のにぎわい創出や商業の活性化に資するイベント等で、事業の対象期間は、2月1日～翌年1月31日です。

💡 例えば、こんな事業に活用できます

- ・マルシェ、ナイトマーケットなどのイベントをやりたい
- ・店舗紹介パンフレット、マップ、PR 動画を作りたい
- ・体験型イベントをやりたい

【対象外事業】

- ・政治活動または宗教活動を目的とする事業
- ・市や国・県等が交付する他の補助金等の交付を受けている事業

- ・特定の個人や事業者のみに利益が見込まれる事業
- ・公序良俗に反する事業またはその恐れがある事業

3 補助対象経費

対象経費として計上できるのは、次に掲げる経費のうち、事業の実施に必要な経費として、補助事業者が契約や支払い等を行うものに限ります。

△広告宣伝費は補助対象経費総額の1/2が上限です。

補助対象経費区分	内 容
謝金	講師、講演者、イベント出演者等に対する謝金
旅費	講師等の旅費
人件費	補助対象事業の業務及び事務を補助するために臨時的に雇用した者（アルバイトなど）の賃金
広告宣伝費	チラシ折込料、広告掲載費、チラシデザイン費、印刷費等
使用料・賃借料	会場借料、機材借上料、会場装飾等の経費、会場整備費
需用費	事業実施に必要な物品等の購入費、消耗品費
通信運搬費	郵送代、切手代、運送代
委託費	上記の補助対象経費のうち、補助対象者が直接実施できないものについて、他の事業者に行わせるための経費 ※会場設営費、警備費、ウェブサイトの作成・改修、動画コンテンツの制作 等
その他	上記区分以外で補助対象事業を実施するために会長が必要と認めた経費

【注意事項】

- ・参加者、顧客への「景品」「商品」「提供品」などの経費、会議費は対象になりません。
- ・謝金・人件費の対象は部外者のみとし、住所氏名を記した対象者全員の領収書の提出が必要です。
- ・広告宣伝費、印刷製本費、委託料は、経費の内訳がわかる見積書・請求書の提出が必要です。
- ・発注は原則市内業者としますが、やむを得ない理由がある場合は、理由を付して申請してください。
- ・その他会長が認める団体として申請する場合は、対象経費の相当分を構成員への発注で行う場合、原価相当分を対象経費とします。

△この事業を活用して作成するチラシ、ポスター、パンフレット等の成果品には、「 年度 柏崎あきんど協議会 魅力づくり応援事業」の表記を入れてください。

4 補助率及び上限額

補助率と上限額は次のとおりです。算出した補助金額が3万円未満の場合は交付しません。

補助対象者区分	新規事業	継続事業
補助対象者(1)～(5)	補助率 2 / 3 (上限 3 0 万円)	補助率 1 / 3 (上限 3 0 万円)
補助対象者(6)	補助率 2 / 3 (上限 2 0 万円)	補助率 1 / 3 (上限 2 0 万円)
補助対象者(5)のうち、 ・ 45 歳以下の者が 3/4 を占めるグループ ・ 創業 3 年以内の者が 3/4 を占めるグループ	補助率 3 / 4 (上限 3 0 万円)	補助率 2 / 3 (上限 3 0 万円)

■ 申込み

申請は事務局で受け付けています。事前に支援機関（柏崎商工会議所または柏崎市商工会）の確認を受けてから提出してください。

1 申請に必要な書類

	提出書類	対象者
①	魅力づくり応援事業補助金 交付申請書	全員
②	魅力づくり応援事業補助金 事業計画書	全員
③	魅力づくり応援事業補助金 収支計画表	全員
④	経費の内訳がわかる見積書（広告宣伝費、委託料）	全員
⑤	直近の市税の納税証明書（完納証明）	補助対象者(1)～(4)の該当者
⑥	団体・グループの構成員名簿	補助対象者(1)～(6)の該当者
⑦	規約及び口座の写し	補助対象者(6)の該当者
⑧	事前着手届	該当者

2 申請受付期間

令和 8 年 6 月 5 日（総会終了後）～ 7 月 1 7 日

3 事業の着手

交付決定前に着手した事業は原則対象外ですが、事前着手届を提出し、会長の承認を受けた場合は、交付決定前に事業の着手を行うことができます。

- ・ 2 月 1 日から総会までの期間に着手する必要がある場合
…総会翌日から 30 日以内に、事前着手届と申請書類を提出。
- ・ 総会翌日から審査会までの期間に着手する必要がある場合
…申請受付期間内に事前着手届と申請書類を提出。

■ 審査

申請内容について審査会を開催し、柏崎あきんど協議会の理事が審査を行います。申請者は審査会に出席し、プレゼンテーションを行ってもらいます。

審査結果に基づき、補助金の交付・不交付および交付決定額を決定し、文書により通知します。

【審査基準】

項目	内容
妥当性	補助金の目的・趣旨に合致した事業内容であるか。 商業活性化や地域活性化のための事業として相応しいか。 特定の者に限定されず、広く参加が可能な事業であるか。
有効性	事業を実行することにより、商業活性化や地域のにぎわい創出への効果が期待できるか。
実行可能性	事業を円滑に実施するための実施体制が整っているか。 資金計画に無理がなく、実現可能な内容となっているか。
自立性	補助金に過度に依存せず、事業の継続性が見込まれるか。 継続事業の場合は、前回実施時の課題が整理され、改善策が示されているか。

■ 事業実施

1 事業の実施

事業の実施期間は2月1日から1月末日までとします。

2 事業の変更・中止

- ・事業の内容を変更する、または経費の配分の変更がある場合は、軽微な変更を除き、変更申請書の提出が必要です。
- ・事業を中止する場合は、事業の中止届の提出が必要です。

△事業の変更、中止を行う場合は、事前に事務局にご連絡ください。

■ 実績報告

事業完了の日から1か月を経過する日または、2月10日のいずれか早い日までに実績報告書類を提出してください。

【実績報告に必要な書類】

	提出書類	対象者
①	魅力づくり応援事業補助金 実績報告書	全員
②	魅力づくり応援事業補助金 事業報告書	全員
③	魅力づくり応援事業補助金 経費配分表	全員
④	経費を支出したことがわかる書類（内訳のわかる請求書、領収書または振込明細書等）	全員
⑤	収入を示す書類	該当者

■ 補助金の支払い

実績報告の内容を確認した上で、補助金額を確定し、補助金を支払います。

<問い合わせ先>

○柏崎商工会議所中小企業相談所（あきんど協議会担当）

〒945-0051 柏崎市東本町1-2-16

TEL：22-3161 FAX：22-3570

○柏崎市産業振興部商業観光課（あきんど協議会担当）

〒945-8511 柏崎市日石町2番1号

TEL：21-2335 FAX：22-5904